

第9回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年5月16日(水)午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所法廷棟104号共用室

3 出席者

片山俊雄委員, 鳥谷信子委員, 鈴木雅雄委員, 野村克之委員, 藤澤隆子委員, 松井逸朗委員, 松尾真吾委員, 山崎寿美枝委員 (五十音順)

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 労働審判制度について

ア 制度導入の趣旨, 手続の概要, 制度の活用状況等の説明(土本民事首席書記官)

イ 労働審判制度説明ビデオ上映

ウ 質疑応答の要旨は, 別紙のとおり(は一般の委員, は法曹関係の委員)

(3) 少額訴訟制度について

ア 少額訴訟の意義, 特色等の説明(生田岐阜簡裁庶務課長)

イ 少額訴訟を進めていく上での問題点, 活用が期待できるケース等の紹介(佐藤岐阜簡裁裁判官)

ウ 質疑応答の要旨は, 別紙のとおり(は一般の委員, は法曹関係の委員)

(4) その他

委員長は, 地方裁判所委員会規則第6条3項に基づき, 田邊三保子委員を委員長代理に指名し, 委員会に報告した。

なお, 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会(東京), 司法改革大阪各界懇談会(大阪)」からのアンケートについては, 回答しないこととした。

(5) 次回の意見交換のテーマについて

「特定調停や破産・再生などの債務整理手続について」

(6) 次回期日

後日決定

(7) 本日の議事概要について

委員会終了後，報道関係に公表し，裁判所のホームページに掲載する。

なお，議事について，報道機関に公開した。

(別紙)

「労働審判制度」に関する質疑応答

申立てについては、代理人弁護士が付いていたか。

これまでに申立てのあった10件の内、7件は代理人が付いていたが、3件は本人申立てであった。

労働審判員は、どのような立場の人が選任されているのか。

労働者又は使用者の立場で労働関係の専門的知識や経験が豊富な人である。

労働審判員の名簿は、公表されているのか。当事者は、労働審判員が労使のどちら側の専門家であるのか分からないのか。

名簿は公表していない。労使のどちら側かは言わないにしても、審判手続の中で自ずと分かることもある。

労働審判員に対する研修は、実施されたのか。

制度内容、労働審判員の役割についての説明、具体的な事例に即した評議や説得等の技法等に関する講義等を実施した。

労働審判制度の特色は、どのような点にあるのか。

労働審判官(裁判官)1人と労働審判員2人の合計3人の合議(評議)で審判することと、3回の期日で決着することである。

審判がスピードアップし、結論が出されることは高く評価できるが、当事者双方が納得できる結論になっているのか。

7割の事件が調停で終わっていることからすれば、ほぼ納得してもらっていると考える。

調停ではなく審判によって終了した場合、審判に対して、どの程度の割合で異議が出ているのか。

約半数について、異議が出ている。

口頭で調停が成立するということがあったが、書面がないと間違いが生じるのではないか。

調停成立の場合、裁判所書記官が立会って、調書を作成する。通常の場合、その調書の正本を当事者に送付することになる。

当事者間では、相当な争いがあると思われるが、労働審判は、平穩、円滑に進められるのか。当事者が対面した状況では、感情的になるのではないか。

最初は、それぞれから個別に事情を聴取するのが一般的だと思われる。審判手続でトラブルが生じたということはない。

全国で約600件の事件が終了したということであるが、その申立ては、労使のどちら側からの申立てが多いのか。また、どのような内容で終了したのか。

従業員（被雇用者）側からの申立てが多いと思うが、その統計は持ち合わせていない。調停や審判の内容は把握していない。

「少額訴訟」に関する質疑応答

実務上、遅延損害金免除の判決の割合は、どの程度か。

他は承知していないが、免除したことはない。

不当利得返還請求額が60万円を超えてしまった場合は、少額訴訟はどうなるのか。

通常の民事裁判（訴訟）手続によることになる。

少額訴訟手続により、貸金業者に対して過払金返還を請求する場合は、代理人を付けなくても、本人訴訟としてやっていけるのか。

少額訴訟は、紛争の内容があまり複雑ではない事案について、原則1回の審理で直ちに判決言渡しをする迅速な手続である。少額訴訟手続により、貸金業者に対して過払金返還を請求する場合は、利息の引き直しの計算や証拠の準

備が必要となるが，それらを自らの努力で行うということであれば，本人訴訟でも可能ではないかと思われる。

一部請求として，少額訴訟制度を利用することは可能か。例えば，請求額 100 万円の一部請求として，まずは 60 万円を少額訴訟手続で請求し，更に残額 40 万円についても，少額訴訟手続で請求することは可能か。

そのような場合でも，少額訴訟手続を利用することは可能である。ただし，少額訴訟手続の年間利用回数について，10 回という制限がある。